R8.4.1-

みなべ町

不妊治療対策事業のお知らせ

Te to te

てとて

妊娠・出産・子育てサポート

みなべ町

一般不妊治療費助成

一般不妊治療（体外受精・顕微授精以外の治療及び検査）に要した費用を助成します。

◆ 対象となる夫婦（次に揚げる要件を全て満たす夫婦が対象となります。）

- 法律上の婚姻をしている又は事実婚関係にある夫婦
- 夫又は妻のいずれか一方、あるいは両者が和歌山県内に１年以上住民登録している
- 夫又は妻のいずれか一方、みなべ町に住民登録している
- 医療保険に加入している

◆ 助成内容

- 助成額：助成額の上限はありません
- 助成期間：連続する２年間助成します。（原則、治療中断による助成期間の延長は認めません。）
 ※ 年度ごとに申請が必要となります。２年分をまとめての申請はできません。

◆ 助成対象経費（次に掲げる治療・検査を「一般不妊治療」として助成の対象とします。）

- タイミング療法、人工授精、薬物治療、手術治療などの一般不妊治療
- 治療の一環として行われる検査及び治療開始前に不妊原因を調べるための検査
 （検査の結果、不妊症と診断されなかった場合でも、検査費用については助成の対象とします。）
- 不育症に対する治療及び検査（薬物治療、手術治療、抗体検査、染色体検査など）

※ 入院費、食事代等、治療に直接関係ない費用は対象外です。
※ 不妊、不育治療を実施している産婦人科・泌尿器科医療機関であれば、県内外を問わず助成の対象となります。

◆ 申請の際に必要となる書類

- みなべ町一般不妊治療費助成申請書
- 一般不妊治療医療機関受診等証明書
- 戸籍上の夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本）
- 夫婦の住所を確認できる書類（住民票）
- 医療機関発行の一般不妊治療に要した費用に係る領収書
- 妊娠 12 週以降に死産に至った場合で助成を受けることができる回数をリセットする場合にあっては、死産届等
 ※ 死産届の写し、母子健康手帳の「出産の状態」の頁の写し、妊娠 12 週以降に死産に至ったことを証明できるもの（母子健康手帳については必ず原本を窓口にお示しください。必要な箇所をコピーした後、お返しします。）
- 事実婚関係に関する申立書・・事実婚関係にあることを申し立てる場合（自署）

こうのとり相談 ▶ 田辺保健所　0739-26-7952

不妊で悩んでいる方々に情報提供や医学的な相談・悩みの相談等を行っています。

- 専門医師による面接相談　　事前予約が必要です。お電話でお申し込みください。
- 保健師等による電話相談　　月～金、９：00～17：45　※ 担当不在時は折り返し連絡いたします。
- 保健師等によるメール相談　e0412004@pref.wakayama.lg.jp

こうのとりサポートホームページ

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/h_boshi/konotori/support.html
和歌山県の不妊に関する情報提供のページです。ぜひご活用ください。
※ ホームページは携帯用サイトではありませんのでご注意ください。

生殖補助医療先進医療費助成

保険適用の不妊治療のうち生殖補助医療と併用して実施される先進医療に要した費用とそれを含む生殖補助医療の費用の助成を始めます。
※ 生殖補助医療とは、体外受精及び顕微授精による不妊治療のことをいいます。

◆ 対象となる夫婦（次に掲げる要件を全て満たす夫婦（事実婚を含む）が対象となります。）

- 夫又は妻のいずれか一方、あるいは両者がみなべ町に住民登録している
- 和歌山県生殖補助医療先進医療費助成の交付決定をうけた方

◆ 対象となる治療

先進医療として告示されている不妊治療とし、その実施機関として厚生労働大臣へ届出又は承認されている医療機関で実施したもので、保険適用の生殖補助医療と併用して実施した場合に限る。

◆ 助成内容

保険適用の生殖補助医療及び先進医療に要した１回の治療の費用のうち県の助成額を引いた額を助成します。

注）採卵準備のための投薬開始から採卵→体外受精→胚凍結→胚移植→妊娠確認検査までの一連の治療を１回の治療周期とします。ただし、医師の判断によりやむを得ず中断した場合は、中断したときに治療終了となり、中断までの治療を１回の治療周期とします。

【助成対象となる１回の治療周期例】

例１）治療計画→採卵準備→採卵・受精→**先進医療**→胚移植→妊娠確認検査

例２）治療計画→採卵準備→**先進医療**→治療中止→治療計画→採卵準備→採卵・受精→**先進医療**→胚移植→妊娠確認検査

◆ 助成を受けることができる回数・対象年齢の範囲

助成回数：妻の年齢が治療開始日に 40 歳未満の場合・・・・・・・・６回
妻の年齢が治療開始日に 40 歳以上 43 歳未満の場合・・・３回
（※ 生殖補助医療として受けられる保険診療の回数と同じです。）

対象年齢：治療開始日の妻の年齢が 43 歳未満であること

注１）治療計画に基づき胚移植まで実施した一連の治療が対象。一連の治療を分けての申請はできません。

注２）上記の回数に達していなくても、治療を開始した日の妻の年齢が 43 歳以上の場合は助成を受けることができません。

注３）移植に至らず治療を中止し、それまでにかかった先進医療の費用について申請した助成回数が６回目（３回目）に達している場合は、その後治療を再開し保険で移植した場合でも、７回目（４回目）の申請はできません。

◆ 申請の際に必要となる書類

- みなべ町生殖補助医療先進医療費助成申請書
- みなべ町生殖補助医療先進医療費助成事業受診等証明書
- 和歌山県生殖補助医療先進医療費助成事業受診等証明書の写し
- 和歌山県生殖補助医療先進医療費助成事業助成金交付決定通知書の写し
- 戸籍上の夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本）の写し
- 夫婦の住所を確認できる書類（住民票）の写し
- 医療機関発行の生殖補助医療に要した費用に係る領収書（原本）
 ※ 領収書は、必ず原本を窓口にお示しください。
- 医療機関発行の先進治療に要した費用に係る領収書の写し
- 妊娠 12 週以降に死産に至った場合で助成を受けることができる回数をリセットする場合にあっては、死産届等
 ※ 死産届の写し、母子健康手帳の「出産の状態」の頁の写し、妊娠 12 週以降に死産に至ったことを証明できるもの（母子健康手帳については必ず原本を窓口にお示しください。必要な箇所をコピーした後、お返しします。）
- 高額療養費限度額適用認定証、給付通知書等の写し（該当する方）
- 事実婚関係に関する申立書・・事実婚関係にあることを申し立てる場合（自署）

◆ 申請方法

- 治療終了後、申請書に関係書類を添付して、子育て推進課に提出してください。
- 申請期限：治療を終了した日の属する年度の３月末まで
 ただし、１月から３月までに治療が終了した場合は、翌年度の８月末まで
- 申請内容を審査の上、承認を受けた方に対して口座振込で助成します。

◆ 治療を受けることができる医療機関

対象の医療機関は、厚生労働省ホームページ「先進医療を実施している医療機関の一覧」を参照してください。
（https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan02.html）

不育症検査費助成

先進医療として実施される不育症検査を対象に、検査に要する費用の一部を助成する事業を実施します。



◆ 対象となる方

- 申請時点でみなべ町に住民登録している
- 和歌山県不育症検査助成事業の交付決定を受けた方

◆ 対象となる検査

- 先進医療として厚生労働省が定める不育症検査
- 先進医療の実施医療機関として指定された医療機関で実施したものに限られます。

◆ 助成内容

対象となる検査に要した費用から県の助成額を引いた額

◆ 申請の際に必要となる書類

- みなべ町不育症検査費助成事業申請書
- 不育症検査費助成事業検査受検証明書の写し
- 和歌山県不育症検査費事業助成金交付決定通知書の写し
- 承認医療機関発行の先進不育症検査に要した費用に係る領収書等の写し

◆ 申請方法

- 交付決定の通知を受け取ったあと、申請書に関係書類を添付して子育て推進課へ提出してください。
- 申請期限：治療を終了した日の属する年度の３月末まで
 ただし、３月に治療が終了した場合は翌年度の５月末まで
- 申請内容を審査の上、承認を受けた方に対して口座振込で助成します。

◆ お問い合わせ先

Te to te
てとて
妊娠・出産・子育てサポート

みなべ町役場 子育て推進課
こども家庭センター
Tel 0739-33-7550
平日 午前8時30分~午後5時15分

【相談受付時間】
平日 午前9時～午後4時
火・金曜日の午前中は**助産師**に相談できます

〒645-0021 みなべ町東本庄100番地
（保健福祉センター内）